

# 福岡県公報

平成二十一年三月十八日  
第二千九百四十四号  
増刊 ①

## 目次

### 人事委員会

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 二

### 告示

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

(環境保全課) …………… 二

## 人事委員会

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

### 福岡県人事委員会規則第四号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下」を「第九条において「に改め、同条第三号中「獣医師免許証」の下に「(次条において「獣医師免許証」という。)」を加え、「(学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号

(による改正前の獣医師法第十二条第一号に規定する修士の課程を修了した者にあつては、当該修了の日)」を削る。

第四条第二号を次のように改める。

二 前条第三号に規定する期間内に採用され、当該採用の日から十年を経過するまでの期間内に新たに第二条第三項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師免許証を有するもの

第五条中「かわらず」の下に「、第二条第一項に規定する職を占める職員のうち」を加え、「(第三条第三号に規定する職員にあつては、五年)」を削る。

第六条第一項中「三十五年(第三条第二号に規定する職員にあつては十年、同条第三号に規定する職員にあつては五年)」を「、第三条第一号又は第四条第一号に規定する職員にあつては三十五年、第三条第二号若しくは第三号又は第四条第二号に規定する職員にあつては十年」に、「第三条第一号又は第四条」を「第三条第一号又は第四条第一号」に改め、「(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会が定めるものを含む。)」を削り、「それぞれ採用の日又は第四条」を「採用の日又は第四条第一号」に、「採用の日又は第四条」を「採用の日又は第四条第一号」に改め、「相当する期間」の下に「、第四条第二号に規定する職員に対する同表の適用については採用の日から当該職員となつた日までの期間に相当する期間、」を加える。

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第三号又は第四条第二号に規定する職員となつた者のうち、採用の日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第一項の規定による支給期間のうち、既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表中

2項職員	3項職員
円	円
100,000	13,000
100,000	10,400
100,000	7,800
100,000	5,200
100,000	2,600
90,000	
80,000	
60,000	
40,000	
20,000	

を

2項職員	3項職員
円 100,000	円 25,000
100,000	22,500
100,000	20,000
100,000	17,500
100,000	15,000
90,000	12,500
80,000	10,000
60,000	7,500
40,000	5,000
20,000	2,500

に改め、同

表の備考の2中「1項職員」を「1項職員」に、「第2条第1項」を「第2条第1項」に、「同表第2項」を「同表第2項」に、「同表第3項」を「同表第3項」に改め、同表の備考の3中「1種」を「1種」に、「第2条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同表第2号の職」を「同表第2号の職」とし、「同表第3号の職」を「同表第3号の職」とし、「同表第4号」を「同表第4号」に改める（人事委員会が定める職を除く。）に改め、

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県警察職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特勤手当等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

朝倉市黒川 八女郡矢部村大字北矢部	朝倉警察署高木駐在所 黒木警察署矢部駐在所	--
----------------------	--------------------------	----

を

朝倉市黒川 朝倉警察署高木駐在所

改める。

別表第二中

八女市上陽町上横山

黒木警察署横山駐在所

を

八女市上陽町上横山

黒木警察署横山駐在所  
黒木警察署矢部駐在所

に

改める。

附則

この規則は平成二十一年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第五百号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年三月十八日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中、「豊前市、中間市」を削り、同八中「行橋市」の下に、「豊前市、中間市」を加える。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）